

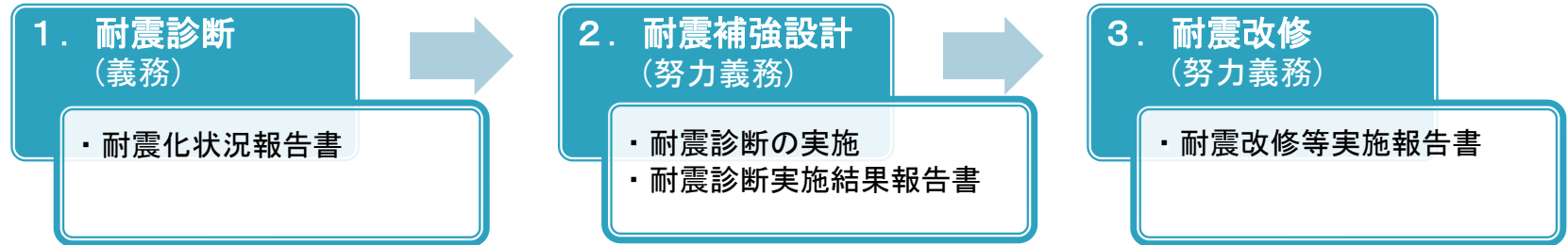
# 東京都 耐震診断・耐震補強設計・耐震改修について

## □特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する条例

### 該当条件 . 1

- 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
- 昭和56年5月31日以前に建築された建物(旧耐震基準)
- 道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建築物

特定沿道建築物



上記1・2・3の項目は各自自治体(区、市)の総合相談窓口で助成制度の手続きを行っております。

※各自自治体(区、市)で助成制度や補助金の取扱いにおいて違いがあります。詳細はニチボウまでお問い合わせください。

## □耐震改修促進計画の対象建築物

- ・住宅(戸建住宅、共同住宅)  
(各自自治体で耐震診断、耐震改修の助成制度有り)
- ・特定建築物(耐震改修促進法第6条に定める特定建築物)  
(各自自治体で助成制度の有無があり、事前の確認が必要)
- ・その他防災上重要な公共建築物、福祉施設等  
(各自自治体で助成制度がない場合がある)

各自自治体で内容  
が異なる

# 目黒区助成制度の例

## 該当条件 . 2

- 昭和56年5月31日以前に建築された建物(旧耐震基準)
- 建築基準法令に適合していること
- 所有者が住民税・固定資産税を滞納してない等

## 注 記

### 非木造建築物 1

#### A : 分譲マンション

[ 区分所有建物で、延べ面積1,000㎡以上、かつ地上3階建て耐火、準耐火建築物 ]

#### B : 緊急輸送道路沿道建築物

[ 目黒区耐震改修促進計画で定める指定道路(淡島通り、山手通り、駒沢通りなど)の沿道にある建築物で、延べ面積1,000㎡(幼稚園、保育園は500㎡)以上、かつ地上3階建て耐火、準耐火建築物 ]

#### C : 多数の人が利用する建築物

[ 特定建築物(耐震改修促進法第6条)のうち、多数の人が利用する学校、病院、老人ホーム、保育園、幼稚園、賃貸共同住宅等 ]

### 非木造建築物 2

非木造建築物で専用住宅・併用住宅・共同住宅・保育所・老人ホームなど「非木造建築物 1」に該当するものを除いた建築物

## 1. 耐震診断

### ア. 木造住宅等

助成対象となる耐震診断

- ・ 区に登録された診断士による一般診断

助成内容

- ・ 耐震診断費用の50%

### イ. 非木造建築物 1

助成対象となる耐震診断

- ・ 耐震診断機関の行う耐震診断
- ・ 第三者機関の評定が必要

助成内容

- ・ 耐震診断費用の50%以内で、上限200万円(あ)

### ウ. 非木造建築物 2

助成対象となる耐震診断

- ・ 耐震診断機関の行う耐震診断
- ・ 第三者機関の評定が必要

助成内容

- ・ 耐震診断費用の50%以内で、上限60万円(い)

## 2. 耐震改修

### ア. 木造住宅等

助成要件

- ・ 耐震診断等を受けた建築物

助成内容

- ・ 耐震改修工事費用の80%以内で、上限120万円

### イ. 非木造建築物 1

助成要件

- ・ 耐震診断等を受けた建築物

助成内容

- ・ 耐震改修工事費用の30%以内で、上限1,500万円(う)

### ウ. 非木造建築物 2

助成要件

- ・ 耐震診断等を受けた建築物

助成内容

- ・ 耐震改修工事費用の30%以内で、上限150万円(え)

# 目黒区マンションの助成制度について

- 特定緊急輸送道路沿道建築物のマンションについて
  - a. 対象条件は「該当条件・1」による。
  - b. 指定道路は「特定緊急輸送道路マップ」による。
  - c. 助成金は「助成上限額一覧表 目黒区 特定緊急輸送道路沿道建築物 耐震化助成制度」による。
  
- 耐震改修促進計画の対象建築物のマンションについて
  - 1. 分譲マンションについて
    - a. 対象条件は「該当条件・2」による。
    - b. 規模要件は注記の非木造建築物1のA又は非木造建築物2による。
    - c. 耐震診断の助成金は(あ)又は(い)、耐震改修の助成金は(う)又は(え)による。
  
  - 2. 目黒区耐震改修促進計画で定める指定道路沿道建築物のマンションについて  
(指定道路は「特定緊急輸送道路マップ」による。)
    - a. 対象条件は「該当条件・2」による。
    - b. 規模要件は注記の非木造建築物1のB又は非木造建築物2による。
    - c. 耐震診断の助成金は(あ)又は(い)、耐震改修の助成金は(う)又は(え)による。
  
  - 3. 特定建築物の賃貸共同住宅(マンション)について
    - a. 対象条件は「該当条件・2」による。
    - b. 規模要件は階数3以上かつ1,000㎡以上の賃貸住宅又は注記の非木造建築物2による。
    - c. 耐震診断の助成金は(あ)又は(い)、耐震改修の助成金は(う)又は(え)による。



# 特定緊急輸送道路マップ

## 特定緊急輸送道路

東京都は平成23年6月、「特定緊急輸送道路」として、都内の高速道路、環状七・八号線、第一・第二京浜、甲州街道など幹線道路及び各区市町村庁舎への連絡に必要な道路などを指定しました。

### 地震発生時に閉鎖を防ぐべき道路として指定する道路



# 助成上限額一覧表

## 目黒区 特定緊急輸送道路沿道建築物 耐震化助成制度

対象建築物		診断 (原則全面助成)	補強設計 (約1/3助成)※	改修(立替・除却) (約1/3助成)※ 5,000㎡を超える部分は1/6助成※
用途	延べ床面積			
分譲マンション	3,000㎡未満	延べ床面積×助成基準単価+階数×15万円	延べ面積×助成基準単価×1/3	延べ面積×助成基準単価×1/3
	3,000㎡以上5,000㎡以下	延べ床面積×助成基準単価	延べ面積×助成基準単価×1/3	延べ面積×助成基準単価×1/3
	5,000㎡超え	延べ床面積×助成基準単価	延べ面積×助成基準単価×1/3	延べ面積×助成基準単価×1/3 +(延べ面積-5,000㎡)×助成基準単価×1/6
その他	3,000㎡未満	延べ床面積×助成基準単価+階数×15万円	延べ面積×助成基準単価×1/3	延べ面積×助成基準単価×1/3
	3,000㎡以上5,000㎡以下	延べ床面積×助成基準単価	延べ面積×助成基準単価×1/3	延べ面積×助成基準単価×1/3
	5,000㎡超え10,000㎡以下	延べ床面積×助成基準単価	延べ面積×助成基準単価×1/3	延べ面積×助成基準単価×1/3 +(延べ面積-5,000㎡)×助成基準単価×1/6
	10,000㎡超え15,000㎡以下	A, Bのうち低い順 $\left[ \begin{array}{l} A \text{ 延べ面積} \times \text{助成基準単価} \\ B \text{ 実際に要する費用(税込)} \end{array} \right] \times 1/3 + 770 \text{万円}$	延べ面積×助成基準単価×1/3	延べ面積×助成基準単価×1/3 +(延べ面積-5,000㎡)×助成基準単価×1/6
	15,000㎡超え	延べ面積×助成基準単価×4/5	延べ面積×助成基準単価×1/3	延べ面積×助成基準単価×1/3 +(延べ面積-5,000㎡)×助成基準単価×1/6
助成基準単価		1,000㎡以下の部分………2,000円/㎡ 1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分……1,500円/㎡ 2,000㎡を超える部分………1,000円/㎡  ・3,000㎡未満の場合…1階あたり15万円を加算 ・分譲マンション以外の建物は10,000㎡超え、 15,000㎡以下の場合、15,000㎡超えの場合は 上記の表を確認。	1,000㎡以下の部分………2,000円/㎡ 1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分……1,500円/㎡ 2,000㎡を超える部分………1,000円/㎡	一般的な耐震改修工事の場合…47,300円/㎡ 免震工法等の特殊工法の場合…80,000円/㎡ 住宅の場合………32,600円/㎡  住宅：2階以下または1,000㎡未満の 居住に要する建築物 (1棟あたりの上限…473,00万円)
適用期間		平成23年度から25年度まで	平成23年度から26年度まで	平成23年度から27年度まで

※補強設計と改修等の助成額の計算方法について

延べ面積×助成基準単価×1/3

⇒①延べ面積×助成基準単価×1/6【都】+②延べ面積×助成基準単価×1/6【国】

①②それぞれ1,000円未満切捨て

(延べ面積-5,000㎡)×助成基準単価×1/6

⇒③(延べ面積-5,000㎡)×助成基準単価×1/12【都】+④(延べ面積-5,000㎡)×助成基準単価×1/12【国】

③④それぞれ1,000円未満切捨て

- 実際に要する費用と上記計算方法による助成上限額のうち低い額が対象となります。
- 助成金の計算は1,000円未満切り捨てです。
- 実際に要する費用は消費税を含めた見積額です。